

高齢者補聴器購入費補助事業のお知らせ

本事業は、難聴により日常生活を営むのに支障がある高齢者に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を1回に限り補助します。

◆対象となる者◆

下記①～⑥のすべてに該当される方が対象になります。

- ① 65歳以上の者
- ② 村内に住所を有し、現に居住している者
- ③ 医師により補聴器の必要性を認める意見書を徴することができる者
- ④ 聴覚障害により身体障害者手帳を所持していない者
- ⑤ 聴力レベル 両耳とも40dB以上70dB未満の者
片耳が70dB以上で他方の耳が70dB未満の者
- ⑥ 過去に本事業の補助金の交付を受けていない者



◆補助額など◆

対象経費：補聴器購入費（税込）

補助金額：片耳（1個分）…上限3万円まで

両耳（2個分）…1個につき上限3万円まで

◆申請について◆

- ・補聴器の購入前に申請書を提出してください。
医師の意見書、補聴器の見積書、口座の写し
- ・補聴器の購入後に書類を提出してください。
領収書の写し、その他必要な書類

◆お問い合わせ先◆

泉崎村役場 保健福祉課

電話：0248-54-1333

住所：泉崎村大字泉崎字山ヶ入101
（保健福祉総合センター内）

